



PRI Discussion Paper Series (No.22A-03)

所得税・住民税における収入逦増的控除の  
負担軽減効果および再分配効果

財務省財務総合政策研究所総括主任研究官

大野 太郎

財務省財務総合政策研究所研究員

今堀 友嗣

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

小嶋 大造

2022年10月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部  
〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1  
TEL 03-3581-4111 (内線 5489)

## 所得税・住民税における収入逦増的控除の負担軽減効果および再分配効果\*1

大野 太郎\*2

今堀 友嗣\*3

小嶋 大造\*4

### 要 約

日本の所得税・住民税において控除制度のあり方を検討するにあたっては、控除による負担軽減効果の構造や所得再分配機能への影響を把握することも欠かせない。本稿では『全国消費実態調査』（1994～2014年）の個票データを用い、特に収入逦増的な控除、すなわち給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除に焦点を当てながら、控除の負担軽減効果および再分配効果を定量的に評価する。高所得層ほど控除の負担軽減効果が大きい、その背景として特に給与所得控除の収入逦増部分や社会保険料控除の影響が大きい。また、控除は再分配効果の低下に寄与しているが、その背景にはこうした収入逦増部分が再分配効果の低下に寄与しており、収入逦増部分以外は再分配効果の上昇に寄与していることが示された。

キーワード：所得税、住民税、収入逦増的控除、日本

JEL Classification: : C15, H24

\*1 本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究(C)（一般）21K01538）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

\*2 財務省財務総合政策研究所総括主任研究官

\*3 財務省財務総合政策研究所研究員

\*4 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 / 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

## 1. はじめに

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、所得税（国税）・住民税（地方税）は日本の税制において中心的役割を担っており、これらの税の再検討も欠かせない。また、これらの税が控除制度を多用していることを鑑みれば、控除制度のあり方は重要な政策課題の一つといえる。

こうした論点は海外では租税支出（Tax expenditure）の研究に含まれる。租税支出とは、「所得控除（Deductions）、課税除外（Exclusions）、税額控除（Credits）、軽減税率（Favorable Rates）などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」（Burman et al. 2017, p.109）とされ、そこでは租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた（Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz 2011; Albarea et al. 2015; Avram 2018; Burman et al. 2017）。これに対して、日本では所得税・住民税が主に所得控除を多用する仕組みとなっていることもあり、学術面でも所得控除に関する考察が多い。例えば、所得控除による課税ベースの浸食度合いを推計する研究がある（森信・前川 2001; 上村 2008; Morinobu and Nakamoto 2013; Matsuda et al. 2014; Yashio and Hachisuka 2014; Ohno et al., 2020）。これらの研究から、日本では高所得層においても所得控除の恩恵が及んでいることや（田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010）、諸外国に比べて日本の所得控除は手厚く、特に給与所得控除や公的年金等控除、社会保険料控除による課税ベースの浸食が大きいことが指摘されている（田近・八塩 2010; Nakamoto 2014）。また、税の再分配効果に関する研究の中で控除の寄与を評価する研究もある（望月ほか 2010; Miyazaki and Kitamura 2016; 金田 2018; Miyazaki et al. 2019)<sup>1</sup>。これらに加えて海外の研究と同様、日本の所得税・住民税を対象に、控除による負担軽減の大きさを計測する取り組みも進められてきた（田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014; Ohno et al. 2021）。このうち、Ohno et al. (2021) は Burman et al. (2017) の手法を採用して控除の負担軽減効果を計測し、1990年代から2000年代半ばまで控除の負担軽減効果（控除額の対総所得比）は高所得層ほど高いこと、またその後は高所得層の優遇が低下し、近年の負担軽減効果は比例的な構造にあることを示した。しかし、そこではこうした特徴がどの控除制度からもたらされているかについては明らかにされていない。

実際の制度的特徴を踏まえるとき、控除の負担軽減効果が高所得層ほど大きいものになる理由は2点挙げられる。1つ目は超過累進税率の採用である。超過累進税率を採用する場合、たとえ適用される控除が同額であったとしても、高所得層は低所得層よりも控除による税負担の軽減額が大きい。その結果として、高所得層ほど負担軽減効果が大きくなる可能性がある。2つ目は収入逦増的な控除、すなわち収入が高まるにつれて適用される控除額が増

---

<sup>1</sup> 日本の控除制度における制度変更が税負担や再分配効果に与える影響の研究には、阿部(2003, 2008)、田近・古谷(2003, 2005)、白石(2010)、高山・白石(2010, 2016, 2017)、矢田(2010)、土居(2010, 2016, 2017)、土居・朴(2011)、川出(2016)が挙げられる。控除が就労に与える影響の研究には、Bessho and Hayashi(2014)、足立・金田(2016)、金田・栗田(2017)、Bessho(2018)、林(2020)が挙げられる。控除に関する税制変更が家計の消費や所得に与える影響の研究には、栗田(2017, 2019)が挙げられる。

加するものである。日本の所得税・住民税において、収入逦増的控除の例としては給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除が挙げられる。

そこで本稿では所得税・住民税における控除のうち、収入逦増的な控除、すなわち給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除に焦点を当て、それらの負担軽減効果および再分配効果を定量的に評価する<sup>2</sup>。ここでは税の再分配効果として、税負担を通じた所得格差の変化に着目する。本稿では『全国消費実態調査』（1994年、1999年、2004年、2009年、2014年）の個票データを使用する。まず、所得税・住民税における控除額や税額を世帯ごとに推計するにあたっては、調査票上の世帯構成や収入等に実際の税制を適用するマイクロ・シミュレーションの手法を採用した。また、控除による負担軽減効果を捉えるにあたっては Burman et al.(2017) や Ohno et al.(2021) の手法を採用し、控除を適用するかどうかによって税額がどの程度変化するかを計測した。ここでは特に給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除に着目し、これらが控除による負担軽減効果の構造をどのように変化させるのか、またそれによって税の再分配効果をどのように変化させるのかについて考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。Ⅱ節では本研究における分析対象期間である1994年から2014年までの所得税・住民税制を整理する。Ⅲ節では使用するデータや、マイクロ・シミュレーションの手法による控除額や税額の推計方法を説明する。Ⅳ節では収入逦増的控除に焦点を当て、控除による負担軽減効果の構造を捉え、またⅤ節ではそれが再分配効果へ与える影響について考察する。最後にⅥ節では結論を述べる。

## Ⅱ. 所得税・住民税における控除制度

ここでは所得税・住民税制について確認する。本研究では給与所得控除、公的年金等控除のほか、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除といった所得控除に加え、定率減税と調整控除といった税額控除も考慮する。表1と表2は所得税と住民税の仕組みについて、1994年から2014年までの変遷を示している。なお、所得税制と住民税制の変遷は類似しているため、以後、特に記載のない限り所得税制について述べる。

給与所得控除は給与収入のブラケットごとに控除率が定められており、また給与収入が少額の場合には一律の最低控除額が適用される。給与所得控除の特徴としては概して、収入が大きくなるにつれて控除額が大きくなる点が挙げられる。この方式が導入された1974年以降、ブラケットの区分や最低控除額は見直されてきたが、基本的な構造は変わっていない。

---

<sup>2</sup> 本稿においては、収入の増加に伴って適用控除額が増加する制度を有するという点に着目し、これらの控除制度を収入逦増的であるとした。一方で、個別の控除制度はそれぞれの意義や性質（例えば、給与所得控除や公的年金等控除は一定のフォーミュラの下、収入の大きさに応じて控除額が決定される一方、社会保険料控除は実際に支払った社会保険料を控除額とするものであるといった違いがある、など）を有している点には留意が必要である。

1994年から2014年までの制度変更には、1995年にブラケット区分が見直されたほか<sup>3</sup>、2013年に控除額の上限が導入されたことが挙げられる。これは給与所得控除の上限額を245万円に定めることにより、一部の給与所得者（給与収入1,500万円超）に対する給与所得控除を縮小するものである。なお、日本政府は上限の導入に際して「給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること」（日本政府2011）といった問題意識を述べており、その後も控除額の上限は段階的に引き下げられた<sup>4</sup>。

公的年金等控除は定額控除とブラケットごとの定率控除の合計となっている。まず年金収入に対し定額控除が適用され、定額控除後の年金収入に対してブラケットごとの定率控除が適用される。また、最低控除額も定められている。公的年金等控除の特徴も概して、収入が大きくなるにつれて控除額が大きくなる点が挙げられる。最低控除額は2004年以前には65歳未満では70万円、65歳以上では140万円であったが、2005年以降は65歳未満では70万円、65歳以上では120万円となっており、65歳以上の最低控除額が引き下げられた。

基礎控除は一律に適用される定額控除であり、控除額は1994年までは35万円、1995年以降は38万円が適用された。

配偶者控除は配偶者の所得が一定以下の場合に適用される控除であり、1994年時点で、所得35万円以下の配偶者がいる場合、控除額は35万円（70歳以上の場合は45万円）であった。その後、1995年に所得要件および控除額が引き上げられた。

配偶者特別控除は、配偶者の所得に応じて一定額の控除を適用するものである。2003年までは通常の配偶者控除に加えて配偶者特別控除を上乗せ適用することができたが、2004年以降、上乗せ適用は廃止された。

扶養控除は配偶者以外の親族のうち、所定の条件を満たす控除対象扶養親族がいる場合に、一定の所得控除を適用するものである。例えば1994年時点で、控除額は一般の扶養親族がいる場合で35万円、16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合で50万円、70歳以上の扶養親族がいる場合で45万円といったように定められていた。2014年までの大きな変化として、2010年における「子ども手当」導入に伴い、16歳未満の扶養親族がいる場合は控除対象から除外し、また16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は控除額を大幅に引き下げたことが挙げられる。

社会保険料控除は社会保険料の納付額と同額を控除する制度である。この社会保険料には公的年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料を含む。そして、社会保険料の納

---

<sup>3</sup> 例えば控除率40%が適用されるブラケットについて、1994年では165万円以下の部分だったが、1999年には180万円以下の部分となっている。これは給与収入のうち40%の控除率を受けられるブラケットが拡大したことを意味し、給与所得控除が手厚くなったと言える。

<sup>4</sup> 上限額は2016年に230万円（給与収入1,200万円相当）、2017年に220万円（給与収入1,000万円相当）、2020年に195万円（給与収入850万円相当）となっている。なお、2020年の上限額引き下げには基礎控除の控除額を10万円増額する代わりに給与所得控除の控除額を減額した影響も含まれている。

付額はおおむね収入に応じて大きくなる傾向を持っている。

老年者控除は 65 歳以上かつ所得が 1,000 万円以下の場合、一律に 50 万円が控除されるものである。しかし、老年者控除は 2005 年に廃止された。

定率減税は所得控除を適用した後に求められる算出税額を元に、一律に 20%減税するものである。導入時の 1994 年は減税額の上限が 200 万円と定められたが、その後は上限額が下げられ、1999 年には減税率 20%、上限額 25 万円に縮小された。なお、2009 年に制度自体が廃止となった。

調整控除は 2007 年度、国から地方への財源移譲に伴い創設された制度である。財源移譲は税率構造の見直しによって所得税を減少させる一方、住民税の税率を一律 10%に引き上げることで住民税を増加させるかたちで実施された。その際、一部控除において所得税と住民税で控除額が異なることに起因する負担増加を相殺するため、当該分を住民税から控除する調整控除が導入された。

<表 1. 挿入>

<表 2. 挿入>

### III. データ及び推計方法

#### III-1. 使用データ

データは『全国消費実態調査』（1994～2014 年調査）の個票データ（調査票情報）を使用する<sup>5</sup>。この調査は 5 年おきに実施され、調査時期は 9 月から 11 月、調査対象は約 57,000 世帯である。各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や過去 1 年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高などを調査している。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の制度を適用し、世帯ごとに年間ベースの社会保険料と所得税・住民税の負担額を推計する。なお、ここでは税額の推計ができないなどの理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目に関して、空欄、不詳コード・トップコードが付いている世帯

---

<sup>5</sup> 『全国消費実態調査』は 2019 年に全面的に見直され、『全国家計構造調査』として施行された。当該調査の個票データは（少なくとも著者らには）本稿執筆時点で提供されていない。また、見直しに起因する遡及集計も必要となる点も課題である。

## III-2. 推計方法

### III-2-1. 収入の推計方法

利子・配当収入以外の収入については、「年収・貯蓄等調査票」の年間収入を使用する。『全国消費実態調査』の年間収入には10個の内訳項目があり、さらに各内訳項目で「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のように「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入の按分を行う。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別・年齢階層別の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分する。

「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

ただし、「年収・貯蓄等調査票」の内訳項目のうち、利子・配当金については過小性が指摘されている（松本ほか 2020）。そこでこうした利子・配当収入については「年収・貯蓄等調査票」の資産残高を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利（年利）を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子・配当収入については世帯ベースで推計する。

### III-2-2. 所得税・住民税額の推計方法<sup>6</sup>

所得税・住民税負担額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する社会保険料の額も推計する必要がある。本稿では（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入に関する状況から

---

<sup>6</sup> 本稿では、調査票に記載された所得や世帯情報に実際の制度を適用することによって、税・保険料額を推計する。これは利用可能な変数から社会的な制度などを適用して新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、限られた情報から世帯ごとの税・保険料という個別性の高い変数を推計可能であるが、大きな測定誤差を含む可能性もある。しかし、測定誤差に関して、Ohno et al. (2015) および多田ほか (2016) では『国民生活基礎調査』を用いて、税・保険料額に関する推計手法の妥当性を検証し、推計値が高い精度を持つことを確認している。また、家計の税・保険料額を推計するにあたって必要となる変数は、本稿で使用する『全国消費実態調査』でも利用可能であり、Sano et al. (2015) や Tada and Miyoshi (2015) によれば、『国民生活基礎調査』と『全国消費実態調査』は世帯属性や収入の情報については整合的であることが確認されている。したがって、税・保険料額の推計手法について、『全国消費実態調査』にも適用可能であり、その推計値は同程度の精度を持つと考えられる。

税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料額の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定する必要がある。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して社会保険料額を推計する。

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して税額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を対象として合計所得を計算する。次に、合計所得から各種の所得控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004年まで）、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除である。社会保険料控除は先に推計した社会保険料額を使用する。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税・住民税額を推計する。ここでは定率減税（1994年から2006年まで）、調整控除（2007年から、住民税のみ）、復興特別所得税（2013年から）も考慮する。

このほか、所得税・住民税額には利子配当課税分も含める。先に推計した利子・配当所得の値に現実の税制を適用して、利子配当課税分の税額を推計する。利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。ここでは老人等の少額貯蓄非課税制度等（2005年まで）も考慮する。また、配当課税については総合課税と分離課税選択が可能であることから、世帯ごとに税額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、総合課税を選択した場合における配当税額控除についても考慮する。

### III-2-3. 負担軽減額の推計方法

控除による負担軽減額を求めるにあたっては Burman et al.(2017)や Ohno et al.(2021)の手法を採用する。まず、実際の税制を反映した税額計算プロセスを当てはめて、控除を適用した場合の税額（税額 a）を推計する。次に、控除を適用しない場合の仮想的な税額（税額 b）を推計する。控除は減税措置であるため、税額 b は常に税額 a を上回る。そして、双方の税額の差（=税額 b - 税額 a）を控除による負担軽減額として扱う。また、本稿における控除の対象は基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除、給与所得控除、公的年金等控除、定率減税、調整控除とする。

最後に、以下の考察においてサンプルは世帯単位であり、所得や税額などの各水準はすべて等価世帯ベースを使用する。

## IV. 控除額と負担軽減効果

### IV-1. 控除額の構造

はじめに適用される控除額の構造について考察する。図1は2014年の所得税を対象に、



控除額の大きさを所得階層別に示したものであり、所得階層別は所得 10 分位を使用している<sup>7</sup>。なお、控除額の構造は所得税と住民税で共通しているため、ここでは所得税の結果のみを示す<sup>8</sup>。パネル(a)は全世帯の結果を示しており、高所得層ほど控除額の合計が大きいという収入逡増的な構造を有し、こうした特徴は特に給与所得控除や社会保険料控除によるところが大きい。パネル(b)は世帯主年齢 65 歳未満の世帯の結果を示している。控除額の合計が収入逡増的な構造を持つ点は全世帯の場合と共通しており、こうした特徴は特に給与所得控除や社会保険料控除によるところが大きい。パネル(c)は世帯主年齢 65 歳以上の世帯の結果を示している。控除額の合計が収入逡増的な構造を持つ点は他の場合と同様である。その内訳に着目すると、特に公的年金等控除の控除額が大きいものの、公的年金等控除において収入逡増的な構造は顕著には確認されない。

<図 1. 挿入>

#### IV-2. 控除による負担軽減効果の構造

次に税負担の軽減という点で控除がどのような効果を持っているかについて考察する。以下では所得税と住民税の両方を合わせた効果を捉える。図 2 のパネル(a)は所得税と住民税の負担率(税額合計/総所得)を示しており、高所得層ほど負担率が高いことが確認される。パネル(b)は控除による税負担の軽減額を示しており、高所得層ほど控除による負担軽減額が大きいことが分かる。経年的に捉えると、各所得層の負担軽減額は低下傾向にあり、特に所得階層が高いほど相対的に低下幅が大きい。パネル(c)は負担軽減額の対総所得比(負担軽減効果)を示している。1994 年では高所得層ほど負担軽減効果が大きい構造を有していた。しかし、経年的に捉えると、各所得層の負担軽減割合は低下傾向にあり、また所得階層が高いほど相対的に低下幅が大きい。結果として、2014 年では控除の負担軽減効果はどの所得階層で見ても同程度であり、比例的な構造を有していた。これらの結果は Ohno et al.(2021)と一致している。

<図 2. 挿入>

このように、日本の所得税・住民税においては所得階層が高いほど控除による負担軽減額が大きい。また 2000 年代半ばまでは、所得階層が高いほど負担軽減効果も大きかった。本稿ではこうした特徴の背景を解明する。控除制度の特徴として、収入逡増的な仕組みを有するものがある。表 1 や 2 で示したとおり、具体的には給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除が挙げられる。また適用される控除額の実態として、図 1 で示したとおり、所得

<sup>7</sup> 本稿では所得階層間の比較のため、各年度における所得 10 分位を使用している。なお、所得水準別に分析を行った場合においても、適用控除額等に関して同様の結果が確認された(補論 B 参照)。

<sup>8</sup> 住民税における控除額の推計も実施し、全体の傾向が所得税における結果と同じであることを確認している。

階層が高まるにつれて控除額の合計も大きく、またそうした背景には特に給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除が寄与していることが確認された。そこで、以下では給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除に着目し、それらによる負担軽減効果について考察する。

ここでは考察対象の控除を、収入逡増部分とそれ以外に分ける。収入逡増部分は給与所得控除と公的年金等控除における適用控除額から最低控除額を除いたもの、さらに社会保険料控除の控除額を含む。他方、それ以外の部分は給与所得控除と公的年金等控除における最低控除額、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、老年者控除、定率減税、調整控除を含む。図3は1994年における控除による負担軽減効果を所得階層ごとに表し、パネル(a)は全世帯の推計結果を示している。実際の制度を反映した場合と収入逡増部分以外の場合を比較するとき、収入逡増部分以外の場合では、高所得層ほど負担軽減効果の低下幅が大きく、結果として高所得者ほど負担軽減効果は小さいことが示された。さらに、給与所得控除と公的年金等控除の収入逡増部分や、社会保険料控除それぞれの影響を捉えると、給与所得控除と社会保険料控除の寄与が大きい。この結果から、日本の所得税・住民税において所得階層が高まるほど控除の負担軽減効果が大きいといった構造の背景には、特に給与所得控除や社会保険料の影響が大きく、公的年金等控除の影響は小さいことが示された。こうした結果は図1で示された控除額の構造とも整合的である。次に、世帯主年齢で見たサブグループ間の比較を行う。パネル(b)は世帯主年齢65歳未満の世帯の推計結果を示しており、それは全世帯の推計結果と類似している。これに対して、パネル(c)は世帯主年齢65歳以上の世帯の推計結果を示しており、ここでは収入逡増部分の影響は相対的に小さい。こうした背景には、世帯主年齢65歳以上で年金を主な収入とするような世帯においては、収入逡増的な控除の適用額が小さいことが挙げられる。

また、図4は2014年における控除の負担軽減効果を表し、パネル(a)は全世帯の推計結果を示している。1994年と同様、収入逡増部分を除くと、高所得者ほど控除の負担軽減効果は小さい。また経年的に比較すると、高所得層の負担軽減効果は2014年が1994年よりも小さい。パネル(b)は世帯主年齢65歳未満の場合を示し、パネル(c)は世帯主年齢65歳以上の場合を示している。これらはいずれも定性的には1994年と同様の結果を示しており、収入逡増部分を除くと、高所得者ほど控除の負担軽減効果は小さい。また、経年的に比較すると、パネル(a)と同様に、高所得層の負担軽減効果は2014年が1994年よりも小さいことが確認される。

<図3. 挿入>

<図4. 挿入>

### IV-3. 負担軽減効果の時点間比較に関する要因分解

#### IV-3-1. 制度変更要因と非制度変更要因

負担軽減効果の時点間比較には制度の変更に伴う制度変更要因のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う非制度変更要因の影響も含まれる。そこで Bargain and Callan(2010)や Bargain(2012)と同様の手法を採用し、控除による負担軽減効果の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解する<sup>9</sup>。制度変更要因を捉えるにあたっては、データの年を固定した上で制度の年だけを変更させて、負担軽減効果の変化を計測する。また、非制度変更要因を捉えるにあたっては、制度の年を固定した上でデータの年だけを変更させて、負担軽減効果の変化を計測する。

III-2 節で述べたとおり、控除による負担軽減効果を計測するにあたっては、世帯のデータ（家族構成や）に税制の内容を適用して各世帯の負担軽減額を推計する。その上で、所得階層ごとに負担軽減効果の大きさを集計している。ここでは一般型として、 $i$ 年のデータを  $d_i$ 、 $j$ 年の制度を  $p_j$  と表記する。これらの中で計測される所得階層  $c$  の負担軽減効果を  $E_c(d_i, p_j)$  と表記する。また、考察対象の時点については基準年を 0、比較年を 1 と表記する。このとき、所得階層  $c$  における負担軽減効果の変化は以下のように表される。

$$\Delta E_c = E_c(d_1, p_1) - E_c(d_0, p_0) \quad (1)$$

こうした負担軽減効果の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解するとき、以下のような3つの場合が挙げられる。

(Case 1)

$$\Delta E_c = \{E_c(d_1, p_1) - E_c(d_1, p_0)\} + \{E_c(d_1, p_0) - E_c(d_0, p_0)\} \quad (2.1)$$

(Case 2)

$$\Delta E_c = \{E_c(d_0, p_1) - E_c(d_0, p_0)\} + \{E_c(d_1, p_1) - E_c(d_0, p_1)\} \quad (2.2)$$

(Case 3)

$$\Delta E_c = \frac{1}{2} [\{E_c(d_1, p_1) - E_c(d_1, p_0)\} + \{E_c(d_0, p_1) - E_c(d_0, p_0)\}]$$

<sup>9</sup> Bargain(2014)は税制・社会保障制度による再分配効果の研究で、特に制度変更要因と非制度変更要因の要因分解に関するサーベイを提供している。

$$+\frac{1}{2}\{[E_c(d_1, p_0) - E_c(d_0, p_0)] + [E_c(d_1, p_1) - E_c(d_0, p_1)]\} \quad (2.3)$$

いずれの場合も右辺第1項は制度変更要因を表している。Case 1はデータを比較年(1)に固定し、またCase 2はデータを基準年(0)に固定した上で、制度の年だけを変更させて負担軽減効果を計測している。Case 3はCase 1とCase 2の平均をとっている。右辺第2項は非制度変更要因を表している。Case 1は制度を基準年(0)に固定し、またCase 2は制度を比較年(1)に固定した上で、データの年だけを変更させて負担軽減効果を計測している。Case 3はCase 1とCase 2の平均をとっている。本稿ではCase 3の結果のみを示す。

表3は控除による負担軽減効果の変化の要因分解を示している。ここでは、基準年を1994年、比較年を2014年とした。そして、データ年(1994年, 2014年)と制度年(1994年, 2014年)を組み合わせて、合計4つの場合について計測した。パネル(a)は控除全体による負担軽減効果の変化を表している。変化分(第5列)が示すとおり、控除全体の負担軽減効果は20年間で2.9 pp低下した。このうち、制度変更要因(第6列)を見てみると、負担軽減効果は2.7 pp低下した。他方、非制度変更要因(第7列)を見てみると、負担軽減効果は0.1 ppの低下にとどまった。こうした結果から、1994年から2014年の間に控除全体の負担軽減効果は低下しており、それは主に制度変更による影響であることが分かる。

次に、収入逡増部分とそれ以外の影響についても計測を行った。パネル(b)は収入逡増部分の影響、パネル(c)はそれ以外の影響を表している。なお、パネル(b)の結果はパネル(a)とパネル(c)の差から得ている。パネル(b)の変化分(第5列)が示すとおり、収入逡増部分による影響では負担軽減効果が0.1 ppしか増加しておらず、ほとんど変化していない。これに対して、パネル(c)の変化分(第5列)が示すとおり、収入逡増部分以外の影響では負担軽減効果が2.9 pp低下している。こうした結果から、1994年から2014年の20年間における負担軽減効果の減少は、主に収入逡増部分以外の控除に起因していたことを示している。

収入逡増部分による負担軽減効果の変化は小さいが、こうした変化について詳細に分析するため、制度変更要因および非制度変更要因の影響についても考察する。パネル(b)が示すとおり、収入逡増部分の負担軽減効果は制度変更要因から1.3 pp上昇する一方、非制度変更要因から1.3 pp低下した。こうした結果から、収入逡増部分の負担軽減効果は制度変更によって上昇したものの、非制度変更要因によって低下しており、それらが相殺したことにより、収入逡増部分全体の負担軽減効果は殆ど変化しなかったことが分かる。

さらに、パネル(b)の結果を所得階層別に捉えるとき、制度変更要因による負担軽減効果の上昇は高所得層ほど大きい。また、非制度変更要因による負担軽減効果の低下は低所得層や中所得層において顕著である。これらの結果を踏まえると、収入逡増部分による負担軽減効果は低所得層や中所得層では低下する一方、高所得層では上昇したことが分かる。したが

って、収入逦増的な控除の効果に着目するとき、この 20 年間の制度変更は高所得層ほど負担軽減効果を高めていたことが分かる。

<表 3. 挿入>

#### IV-3-2. 個別の控除による影響

次に、収入逦増的な控除による負担軽減効果を詳細に捉えるため、給与所得控除と社会保険料控除それぞれの影響について考察する。表 4 は収入逦増部分の負担軽減効果を示している。その際、表 3 と同様に、負担軽減効果の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解した。パネル(a)は給与所得控除の収入逦増部分、パネル(b)は社会保険料控除による負担軽減効果を表している。表 4 は表 3 のパネル(c)とほぼ同様の結果を示している。すなわち、給与所得控除（収入逦増部分）と社会保険料控除に関しては、制度変更要因で高所得層の負担軽減効果が上昇する一方、非制度変更要因で低所得層や中所得層の負担軽減効果が減少し、その結果として高所得層ほど負担軽減効果が高まりつつある。

給与所得控除と社会保険料控除による負担軽減効果が増加した背景として、まず制度変更の内容を確認する。表 1 が示すように、給与所得控除については、1995 年に給与所得控除の控除率を決めるブラケットが見直されたことによって、控除が若干拡大されている。一方、2013 年に給与所得控除に上限額が設けられたことにより、給与収入 1,500 万円超の一部の高所得層に適用される控除額が縮小された。表 4 のパネル(a)が示すとおり、給与所得控除の収入逦増部分による負担軽減効果はどの階層でも増加しているが、高所得層では頭打ちとなっているという状況は、こうした制度変更の内容とも整合的である。社会保険料控除に関しては、社会保険料率の上昇に伴って社会保険料控除の適用額およびその負担軽減効果が増加し、収入逦増的な構造を強めている。

また、給与所得控除と社会保険料控除による負担軽減効果が増加した背景として、非制度変更要因の内容には高齢化が挙げられる。1994 年から 2014 年にかけて公的年金を主な収入源とする高齢者が増加した。こうした高齢世帯の割合が高まるにつれて、給与所得控除や社会保険料控除が適用される世帯の割合が低下し、それによりこれらの控除による負担軽減効果が低下したと考えられる。

<表 4. 挿入>

### V. 再分配効果

#### V-1. 控除の負担軽減効果が税の再分配効果に与える影響

ここでは、控除の負担軽減効果が税の再分配効果に与える影響について考察する。ここでは、再分配効果の指標として税による所得格差の変化分を捉え、また格差の指標としてジニ係数を使用する。課税前所得のジニ係数については  $Gini_{pre-tax}$  と表記する。課税後所得のジ

ニ係数については、3種類のものを使用する。まず、控除を全く適用しないで税額を推計した場合における課税後所得のジニ係数を  $Gini_{post-tax(A)}$  とする。また、控除をすべて適用して税額を推計した場合、すなわち実際の税制を適用して税額を推計した場合における課税後所得のジニ係数を  $Gini_{post-tax(B)}$  とする。さらに、収入逡増部分以外の控除を適用して税額を推計した場合における課税後所得のジニ係数を  $Gini_{post-tax(C)}$  と表記する。このとき、税制全体の効果  $RE_{total}$  は、課税前所得と、控除をすべて適用して税額を推計した場合の課税後所得の間におけるジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{total} = Gini_{pre-tax} - Gini_{post-tax(B)} \quad (3.1)$$

税制全体の効果のうち、税率等の効果  $RE_{tax}$  は、課税前所得と、控除を適用しないで税額を推計した場合の課税後所得の間におけるジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{tax} = Gini_{pre-tax} - Gini_{post-tax(A)} \quad (3.2)$$

また、税制全体の効果のうち、控除の効果  $RE_{deduction}$  は控除を適用しないで税額を推計した場合の課税後所得と、控除をすべて適用して税額を推計した場合の課税後所得の間におけるジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_{deduction} = Gini_{pre-tax(A)} - Gini_{post-tax(B)} \quad (3.3)$$

控除の効果は、さらに収入逡増部分の寄与とそれ以外の寄与に分解する。収入逡増部分の効果  $RE_1$  は、収入逡増部分以外を適用して税額を推計した場合の課税後所得と、控除をすべて適用して税額を推計した場合の課税後所得の間におけるジニ係数の変化分として計測する。収入逡増部分以外の効果  $RE_2$  は、控除を適用しないで税額を推計した場合の課税後所得と、収入逡増部分を除いた控除を適用して税額を推計した場合の課税後所得の間におけるジニ係数の変化分として計測する。

$$RE_1 = Gini_{post-tax(C)} - Gini_{post-tax(B)} \quad (3.4)$$

$$RE_2 = Gini_{post-tax(A)} - Gini_{post-tax(C)} \quad (3.5)$$

これらの指標を用いて、1994年から2014年間の5年おきに、ジニ係数および再分配効果について考察する。表5はジニ係数および再分配効果の大きさを表している。再分配効果の値がプラスの場合は税制がジニ係数の低下に寄与していることを表し、またマイナスの場合は税制がジニ係数の上昇に寄与していることを表す。パネル(a)は全世帯の結果を示しており、課税前所得のジニ係数は1994年には0.306であるが、2014年には0.324となり、この20年間でジニ係数は上昇している。これと同様に、実際の税制を適用した場合における課税後所得のジニ係数は1994年には0.280であるが、2014年には0.300となり、課税後所得で見たジニ係数も上昇している。こうした中、まず税制全体の再分配効果を捉えようと、1994年には0.026であるが、2014年には0.024となり、いずれも同程度にジニ係数の低下に寄与している。その内訳について見てみると、税率等の効果は1994年には0.035だったが、2014年には0.027となっており、この20年間で税率等によるジニ係数低下の寄与は低下している。一方、控除による再分配効果は1994年には-0.009だったが、2014年には-0.003となっている。したがって、控除はジニ係数の上昇に寄与しているものの、その寄与は20年間で縮小していることが確認された。控除の効果は特に1994年と1999年の間に大きく縮小しているが、これは主に定率減税の上限が縮小したことによるものである。これらの結果はOhno et al.(2021)と一致している。

このように、日本の所得税・住民税において控除はジニ係数上昇に寄与してきた。本稿ではこうした特徴の背景を解明する。そこで、控除の効果を、さらに収入逡増部分とそれ以外の寄与に分解する。表5のパネル(a)が示すとおり、控除における収入逡増部分の効果は1994年から2014年まで一貫して負の値であり、ジニ係数上昇に寄与しており、またこの20年間でジニ係数上昇の寄与は拡大している。一方、収入逡増部分以外の控除による効果は1994年から2014年まで一貫して正の値であり、ジニ係数低下に寄与しており、またこの20年間でジニ係数低下の寄与は増加している。これらの結果から、収入逡増部分とそれ以外の効果が相殺しあい、それゆえに控除の効果は全体として再分配効果をほとんど発揮しないという構造が明らかとなった。また、収入逡増部分以外の控除による寄与は2014年時点で0.011であり、この大きさは税率等の再分配効果である0.027と比べて半分程度に相当し、控除が潜在的には税制全体の再分配効果に重要な役割を果たしうることを示している。

表5のパネル(b)は世帯主年齢65歳未満の世帯の推計結果を示しており、これはパネル(a)の結果とほぼ同様である。また、表5のパネル(c)は世帯主年齢65歳以上の世帯の推計結果を示している。世帯主年齢65歳以上の世帯の場合は、控除のうち収入逡増部分の寄与が全世帯や現役世帯の場合に比べて小さい。これは高齢世帯においては給与所得控除、社会保険料控除による控除額が小さく、かつ公的年金等控除はおよそ最低控除額が適用されていることに起因する。

<表 5. 挿入>

## V-2. 再分配効果の変化に関する要因分解

ここでは、再分配効果の時点間比較に焦点をあて、これを制度変更要因と非制度変更要因に分解して考察する。IV-3 節と同様、制度変更要因を捉えるにあたっては、データ年を固定した上で、1994 年と 2014 年の制度をそれぞれ適用した場合の計測結果を比較する。また、非制度変更要因を捉えるにあたっては、制度年を固定した上で、1994 年と 2014 年のデータをそれぞれ適用した場合の計測結果を比較する。ここでも IV-3 節で述べた Case 3 の結果のみを示す。表 6 はジニ係数および再分配効果に関する時点間比較の結果を示している。

まず、控除の効果に関する 20 年間の変化を確認する。表 6 のパネル(a)は全世帯の計測結果を示しており、控除の効果は 0.006p 上昇しており、これはジニ係数上昇の寄与を弱めていることを示している。また、制度変更要因は 0.007p 上昇し、非制度変更要因は変化せず、これらの結果は控除の効果に関する変化が主に制度変更による影響であったことを示している。すなわち、控除制度は 1994 年から 2014 年まで一貫してジニ係数上昇に寄与してきたが、20 年間の変化としては制度変更を通じてジニ係数上昇の寄与が減少しつつある<sup>10</sup>。これらの結果は Ohno et al. (2021)と一致している。

本稿ではこうした特徴の背景を解明する。そこで、控除のうち、収入逓増部分とそれ以外の寄与について考察する。パネル(a)が示すとおり、控除全体の効果はこの 20 年間で 0.006p 上昇した。このうち、収入逓増部分の寄与として 0.003p 低下した一方、収入逓増部分以外の寄与として 0.009p 上昇した。これらの結果は、控除の効果に関する経年的変化として、収入逓増部分がジニ係数上昇の寄与を若干高めた一方、収入逓増部分以外はジニ係数低下の寄与を高めたことを示唆する。さらに、制度変更要因と非制度変更要因の結果に基づくと、収入逓増部分がジニ係数上昇の寄与を高めた背景には、制度変更要因および非制度変更要因の双方から影響を受けていたことが分かる。IV-3-2 節の考察で述べたとおり、特に給与所得控除と社会保険料控除では制度変更および非制度変更要因の双方の影響により、高所得層ほど負担軽減効果が大きいという構造を強めていた。このような負担軽減効果の変化が、収入逓増部分がジニ係数上昇の寄与を高めたことにつながっている<sup>11</sup>。また、表 6 のパネル(b)は世帯主年齢 65 歳未満の世帯、パネル(c)は世帯主年齢 65 歳以上の世帯の推計結果を示しているが、いずれもパネル(a)と同様の結果を示している。

<表 6. 挿入>

<sup>10</sup> 20 年間の変化は負であるが、ジニ係数に与える効果は 1994 年では-0.009、2014 年では-0.003 と負の値であり、依然として控除全体の効果としてはジニ係数上昇に寄与している。

<sup>11</sup> ジニ係数に対する影響について、個別の収入逓増部分についても計測したところ、給与所得控除、社会保険料控除の影響が大きかった。



## VI. 結論

所得税・住民税は日本の税制において中心的な役割を担っており、今後はこれらの税の再検討が欠かせない。また、これらの税が控除制度を多用していることを鑑みれば、控除制度のあり方は重要な政策課題の一つといえる。本稿は1994年から2014年の『全国消費実態調査』の個票データを用い、控除の負担軽減効果およびその再分配効果への影響について定量的な評価を行った。Ohno et al. (2021) は高所得層ほど控除の負担軽減効果が大きいことや、再分配効果の点で控除が格差拡大に寄与していることを示した。本稿はこうした結果の背景を解明するため、特に収入逡増的な控除、すなわち収入が高まるにつれて適用される控除額が増加するものに焦点を当て、具体的には給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除について考察した。

第1に、高所得層における控除の負担軽減効果が大きいことの背景として、特に給与所得控除の収入逡増部分や社会保険料控除の影響が大きいことを示した。また経年的な変化を捉えると、この20年間で控除による負担軽減効果は低下しているが、それは主に制度変更による影響に起因している。さらに収入逡増部分とそれ以外の寄与を捉えると、こうした控除による負担軽減効果の低下は収入逡増部分以外の制度変更による影響であった。他方、収入逡増部分による負担軽減効果の大きさはあまり変化していないように見えるものの、特に制度変更による寄与は収入逡増部分の負担軽減効果を増加させていた。こうした背景には給与所得控除において控除率に係るブラケットの見直しを通じて控除額が拡大されたことや、社会保険料控除においても社会保険料の増加に伴い控除額が拡大されたことが挙げられる。

第2に、控除が再分配効果の低下に寄与していることの背景として、収入逡増部分は再分配効果低下に寄与するものの、収入逡増部分以外は再分配効果上昇に寄与していることを示した。特に収入逡増部分以外による寄与は比較的大きいため、収入逡増部分を除けば、控除は潜在的に税の再分配効果に重要な役割を果たしうる。また経年的な変化を捉えると、この20年間で控除はジニ係数上昇の寄与を弱めており、この変化は特に制度変更によるものである。こうした背景には、収入逡増部分がジニ係数上昇の寄与を強めるとともに、収入逡増部分以外はジニ係数低下の寄与を強めていることや、どちらも制度変更による影響を受けていたことが挙げられる。また、特に収入逡増部分がジニ係数上昇の寄与を高めている原因としては、給与所得控除や社会保険料控除に関する制度変更要因とともに、高齢化といった非制度変更要因の双方の寄与があることも示された。

本稿の結果は Ohno et al.(2021)で示された内容を理解する上で新たなエビデンスを提供した。控除はその負担軽減効果を通じて税の再分配効果にも影響を与えているが、特に収入逡増的な控除は負担軽減効果の構造やその再分配効果への影響に大きな影響を与える要素となっている。今後の控除制度のあり方を検討するにあたっては、特に収入逡増的な控除に焦点を当てながら、税の再分配機能を高めるための対策が求められる。

## 参考文献

- 足立泰美・金田陸幸(2016)「配偶者控除制度と有配偶女性の労働供給の変化」『生活経済学研究』43, pp.13-29
- 阿部彩(2003)「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊・社会保障研究』39(1), pp.70-82
- 阿部彩(2008)「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」, 森信茂樹(編)『給付つき税額控除：日本型児童税額控除の提言』, pp.57-90, 中央経済社
- 上村敏之(2008)「所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から」『会計検査研究』38, pp.1-14
- 金田陸幸(2014)「所得課税における控除の実態：マイクロシミュレーションによる分析」『租税資料館賞受賞論文集』第22回中巻, pp.181-223
- 金田陸幸(2018)『個人所得課税の公平性と効率性：マイクロシミュレーションによる実証分析』日本経済評論社
- 金田陸幸・栗田匡相(2017)「タイの個人所得税改革による労働供給への影響：マイクロシミュレーションによる分析」『人口学研究』53, pp.1-22
- 川出真清(2016)「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』127, pp.31-48
- 栗田広暁(2017)「扶養控除廃止縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響の分析」『財政研究』13, pp.156-176
- 栗田広暁(2019)「扶養控除額の変化が所得税の限界税率を通じて家計に与えた影響の分析：税引き後弾性値の推計」『財政研究』15, pp.181-193
- 白石浩介(2010)「給付つき税額控除による所得保障」『会計検査研究』42, pp.11-28
- 高山憲之・白石浩介(2010)「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』61(2), pp.97-116
- 高山憲之・白石浩介(2016)「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション (I)」『年金研究』No.05, pp.1-25
- 高山憲之・白石浩介(2017)「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション (II)」『年金研究』No.06, pp.1-37
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓(2016)「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」, PRI Discussion Paper Series, No.16A-02
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」, 小野善康ほか(編)『現代経済学の潮流 2003』第7章, 東洋経済新報社
- 田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』56(4), pp.304-316

- 田近栄治・八塩裕之(2006a)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」,貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所(編)『経済格差の研究:日本の分配構造を読み解く』,中央経済社,第7章
- 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配:所得控除にかわる税額控除の活用」,小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(編)『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』,東京大学出版会,第4章
- 田近栄治・八塩裕之(2008)「所得税改革:税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』44(3), pp.291-306
- 田近栄治・八塩裕之(2010)「税収の確保と格差の是正:給付付き税額控除制度の導入」,土居丈朗(編)『日本の税をどう見直すか』,日本経済新聞出版社,第2章
- 土居丈朗(2010)「子ども手当で導入に伴う家計への影響分析:JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション」『経済研究』61(2), pp.137-153
- 土居丈朗(2016)「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション分析:所得控除から税額控除へ」『三田学会雑誌』109(1), pp.61-86
- 土居丈朗(2017)「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響:配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』68(2), pp.150-168
- 土居丈朗・朴寶美(2011)「所得税制改革が家計に与える影響:平成23年度税制改正大綱に関するマイクロ・シミュレーション」,樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター(編)『パネルデータによる政策評価分析【2】教育・健康と貧困のダイナミズム:所得格差に与える税社会保障制度の効果』,慶應義塾大学出版会,第7章
- 日本政府(2011)「平成24年度税制改正大綱」内閣府ホームページ  
([https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf)) (2022年8月17日閲覧)
- 林正義(2020)「課税政策におけるEBPM」,大橋弘(編)『EBPMの経済学:エビデンスを重視した政策立案』,東京大学出版会,第5章
- 松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造(2020)「家計の利子配当所得と税負担の実態」『会計検査研究』61, pp.13-33
- 望月正光・野村容康・深江敬志(2010)『所得税の実証分析:基幹税の再生を目指して』日本経済評論社
- 森信茂樹・前川聡子(2001)「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』57, pp.103-122
- 矢田晴那(2011)「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」,PRI Discussion Paper Series No.10A-04,財務省財務総合政策研究所
- Albarea, A., M. Bernasconi, C. D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio (2015),

- Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp.99-136
- Altshuler, R. and R. Dietz (2011), “Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.459-490
- Avram, S. (2018), “Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social Policy*, 28(3), pp.271-293
- Bargain, O. (2012), “The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, 74(6), pp.856-874
- Bargain, O. (2014), “Decomposing Changes in Income Distribution”, C. O’Donoghue (ed.) *Handbook of Microsimulation Modelling*, Emerald Group Publishing Limited
- Bargain, O. and T. Callan (2010), “Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach”, *Journal of Economic Inequality*, 8(1), pp.1-21
- Bessho, S. (2018), “Child Benefit, Tax Allowances and Behavioral Responses: The Case of Japanese Reform, 2010–2011”, *Japanese Economic Review*, 69(4), pp.478-501
- Bessho, S. and M. Hayashi (2014), “Intensive Margins, Extensive Margins, and Spousal Allowances in the Japanese System of Personal Income Taxes: A Discrete Choice Analysis”, *Journal of the Japanese and International Economics*, 34, pp.162-178
- Burman, L., C. Geissler and E. J. Toder (2008), “How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them”, *American Economic Review: Papers & Proceedings*, 98(2), pp.79-83
- Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017), “Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits”, A. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press
- Matsuda, K., Y. Ozeki, K. Kikuta and J. Ueda (2014), “The Impact of Demographic Changes on Social Security Payments and the Individual Income Tax Base: Long-term Micro-simulation Approach”, *Public Policy Review*, 10(3), pp.481-517
- Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), “Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009”, *FinanzArchiv*, 72(3), pp.334-368
- Miyazaki, T., Y. Kitamura and T. Ohno (2019), “Tax Reforms, Redistribution and Population Aging: Evidence from Japan”, *Japanese Economic Review*, 70(1), pp.105-122

- Morinobu, S., and A. Nakamoto (2013), “A Revised Estimation of Japan’s Income Tax Base”, *Public Policy Review*, 9(2), pp.433-455
- Nakamoto, A. (2014), “Japan’s Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform”, *Public Policy Review*, 10(3), pp.397-413
- Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta and M. Yamamoto (2015), “Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.547-571
- Ohno, T., J. Sakamaki and D. Kojima (2020), “Factor Decomposition of Changes in the tax Base for Income Tax”, *PRI Discussion Paper Series No.20A-12*
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima and T. Imahori (2021), “Effects of deductions on the tax burden reduction and the redistribution of the income and resident taxes”, *Japan and the World Economy*, 60, 101104, Erratum (2022), 61, 101113
- Poterba, J. M. (2011), “Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.451-458
- Sano, S., S. Tada and M. Yamamoto (2015), “Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.505-529
- Tada S. and K. Miyoshi (2015), “Verifying Household Incomes in Japanese Statistics”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.531-545
- Yashio, H. and K. Hachisuka (2014), “Impact of Population Aging on the Personal Income Tax Base in Japan: Simulation Analysis of Taxation on Pension Benefits Using Micro Data”, *Public Policy Review*, 10(3), pp.519-541

## 補論 A. 収入・社会保険料・所得税の推計方法

この補論では、Ⅲ節で言及している収入、社会保険料、所得税それぞれの推計方法について説明する。

### A-1. 収入の推計方法

#### A-1-1. 利子配当所得以外の収入の推計

収入データについては、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」に記載された年間収入を使用する。収入の内訳は以下の 10 項目である。

- ・勤め先からの年間収入
- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金受取金
- ・利子・配当金
- ・親族などからの仕送り金
- ・その他の年間収入

「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」の収入の按分を行った。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70 歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15 歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

### A-1-2. 利子配当所得の推計

「年収・貯蓄等調査票」の利子・配当金については過小性が指摘されているため、ここでは「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利(年利)を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子配当所得については世帯ベースで推計する。使用する貯蓄情報の内訳は以下のとおりである。

- ・ゆうちょ銀行等の通貨性貯金(以下、通常貯金)
- ・ゆうちょ銀行等の定期性貯金(以下、定期貯金)
- ・普通銀行等の通貨性預金(以下、普通預金)
- ・普通銀行等の定期性預金(以下、定期預金)
- ・株式・株式投資信託(以下、株式等)
- ・債券・公社債投資信託(以下、債券等)
- ・貸付信託・金銭信託(以下、信託等)
- ・その他、社内預金など(以下、社内預金等)

これらの項目のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等から稼得される所得については「利子所得」に分類する。他方、株式等から稼得される所得については「配当所得」に分類する。本稿でこうした利子所得および配当所得の合計を「利子配当所得」として扱う。

通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページで公表されている金利を利用する。このうち、定期貯金については定額貯金(3年以上)の金利を適用する。次に普通預金、定期預金、株式等、債券等についても『財政金融統計月報』で公表されている金利を利用する。このうち、定期預金については定期預金平均金利(新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満)を適用する。株式等については東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りを適用し、債券等については10年物国債金利を適用する。また、信託等については、1994~2004年は『財政金融統計月報』で公表されている5年もの貸付信託予想配当率を適用する。2009~2014年は2015年時点の三菱UFJ信託銀行における5年もの金銭信託予定配当率を適用する。最後に、社内預金等については定期貯金と同様の金利を適用する。

### A-2. 社会保険料負担額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

### A-2-1. 公的年金保険料の推計

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2014年は15,250円/月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

### A-2-2. 健康保険料の推計

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年と2014年のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

### A-2-3. 介護保険料の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から2009年と2014年のみこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。）ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保



険) の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険(被用者保険)の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

#### A-2-4. 雇用保険料の推計

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額(例えば2014年は「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」)よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率(例えば2014年は0.5%)を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

### A-3. 所得税・住民税負担額の推計方法

#### A-3-1. 所得税・住民税負担額の推計(利子配当課税を除く)

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

給与所得	= 「勤め先からの年間収入」 - 給与所得控除
年金所得	= 「公的年金・恩給」 + 「企業年金・個人年金受取金」 - 公的年金等控除
事業者所得	= 「農林漁業所得」 + 「農林漁業以外の事業所得」 + 「内職などの年間収入」
不動産所得	= 「家賃・地代の年間収入」
合計所得	= 給与所得 + 年金所得 + 事業者所得 + 不動産所得

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・老年者控除(2004年まで)・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除(障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など)は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得1	= 合計所得 - 基礎控除 - 社会保険料控除 - 老年者控除
仮課税所得2	= 仮課税所得1 - 配偶者控除 - 配偶者特別控除
課税所得	= 仮課税所得2 - 扶養控除

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得 1 とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得 1 が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得 2 とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得 2 が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用して所得税・住民税負担額を推計する。ここでは定率減税等（1994 年から 2006 年まで）も考慮している。

#### A-3-2. 利子配当課税負担額の推計

推計した利子配当所得の値に現実の税制を適用して、利子所得および配当所得に関する所得税・住民税負担額を推計する。

利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。また、2004 年までは 65 歳以上の世帯員は老人等の少額貯蓄非課税制度等（マル優）による非課税枠を最大限活用すると仮定する。具体的には、まず「1 人当たりのマル優適用限度額×65 歳以上の世帯員数」を世帯のマル優限度額とする。その上で、金利の高い資産から優先的に、世帯のマル優限度額までマル優を適用し、マル優対象資産から稼得される利子所得については非課税とする。2014 年については復興特別所得税も考慮する。

配当課税については総合課税と分離課税（源泉分離もしくは申告分離）の選択が可能であることから、世帯ごとに税負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、配当税額控除についても考慮する。なお、ここでは配当税額控除を最大限活用することを想定して、（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、世帯主がすべての配当所得を稼得しているものとする。すなわち、世帯ベースで推計している配当所得をすべて世帯主の所得としている。

## 補論 B. 所得水準別の分析結果

本稿では所得階層間の比較を行うにあたり、所得 10 分位を使用している。この補論ではこれまでの議論を補完するため、図 1～図 4 について所得水準別（等価世帯ベース）を使用した計測結果を示す。具体的には所得水準別（100 万円ごとのブラケット）を用いて、適用控除額（図 1）、控除による負担軽減効果（図 2）、収入逦増的な控除が負担軽減効果に与える影響（図 3、図 4）に関する結果を確認する。

所得水準別の計測結果を示す前に、所得 10 分位における各階層の所得水準を確認する。所得階層 I～X（所得 10 分位）のそれぞれにおける、総所得（等価世帯ベース）の最小値および最大値は表 B1 の通りである。1994 年に比べて 2014 年では同一所得階層の所得水準が低下しているが、その背景の一つには年金を主な収入とする高齢世帯が増加したことが挙げられる。また、最高所得層である第 10 階層の閾値は 1994 年では 688 万円、2014 年では 597 万円であり、いずれの年もこれらの所得水準以上の世帯が広く含まれている。そこで、所得水準別のブラケットを用いた分析を行い、考察を掘り下げる。

まず、図 1 で示した適用控除額と比較するため、所得 10 分位に代えて、所得水準別を用いた場合の結果を図 B1 に示す。図 B1 のパネル (a) は全世帯、パネル (b) は世帯主年齢 65 歳未満の世帯、パネル (c) は世帯主年齢 65 歳以上の世帯に関する結果を表している。パネル (a) および (b) の通り、所得水準別のブラケットを用いた場合においても、給与所得控除と社会保険料控除の適用額は収入逦増的な構造となっており、図 1 の結果と同様であることが確認される。また、パネル (c) において、公的年金等控除の適用額はブラケット間でおおよそ同程度であり、図 1 の結果と同様である。

次に、図 2 と比較するため、税負担率、控除による負担軽減額、負担軽減効果を所得水準別に推計した結果を図 B2 に示す。特に控除の負担軽減効果に着目すると、1994 年には高所得層ほど負担軽減効果が大きい構造にあったが、こうした傾向は経年的に変化し、2014 年にはどの所得階層でも負担軽減効果は同程度であり、こうした内容も図 2 と同様の結果となった。

また、図 3 と図 4 で示された収入逦増的な控除（給与所得控除の収入逦増部分、公的年金等控除の収入逦増部分、社会保険料控除）が控除の負担軽減効果に及ぼす影響と比較するため、所得 10 分位に代えて、所得水準別を用いた結果を図 B3（1994 年）と図 B4（2014 年）に示す。いずれの結果に関しても、給与所得控除の収入逦増部分や社会保険料控除を除いた場合には高所得層における負担軽減効果が縮小しており、図 3 や図 4 と同様の結果となった。これらの結果から、所得水準別のブラケットを用いた場合においても、適用控除額、控除による負担軽減効果、収入逦増的な控除が負担軽減効果に与える影響はいずれも所得 10 分位と同様の結果が得られることが確認された。

<表 B1. 挿入>

<図 B1. 挿入>

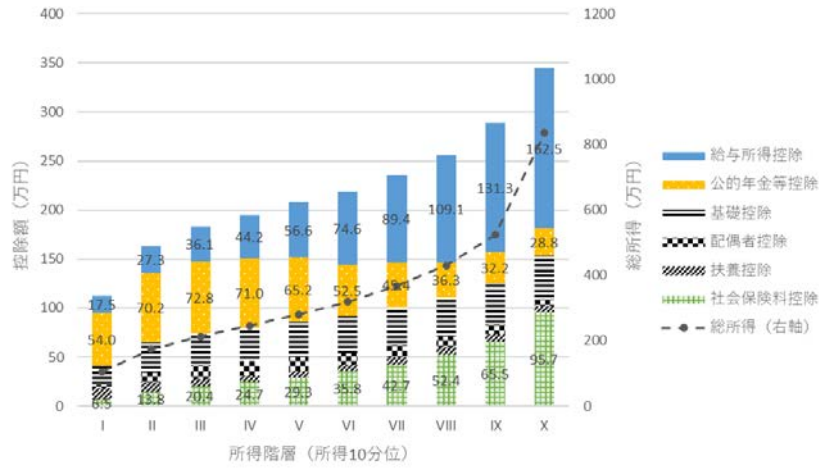
<図 B2. 挿入>

<図 B3. 挿入>

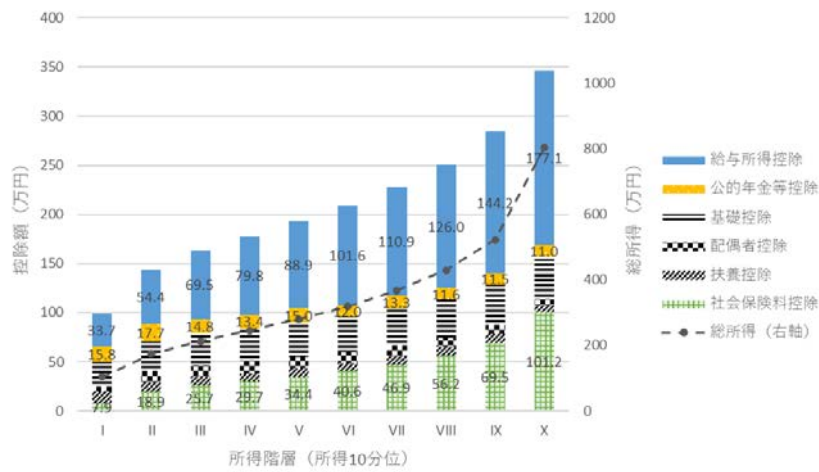
<図 B4. 挿入>

図1. 適用控除額 (2014年)

(a) 全世界帯



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

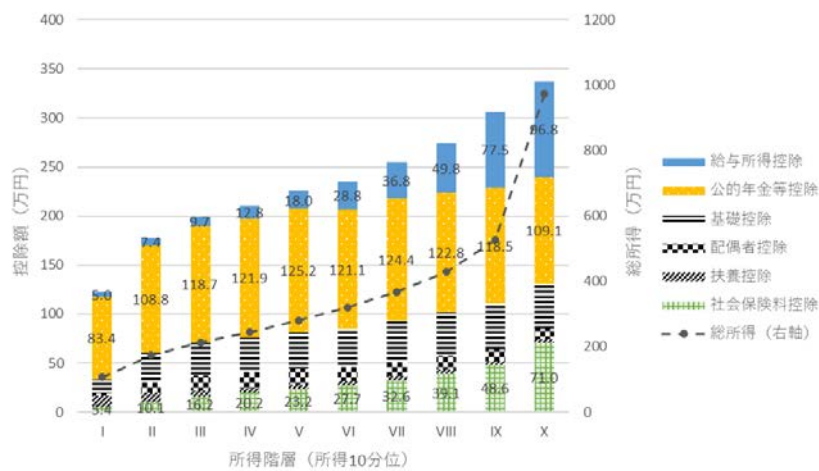
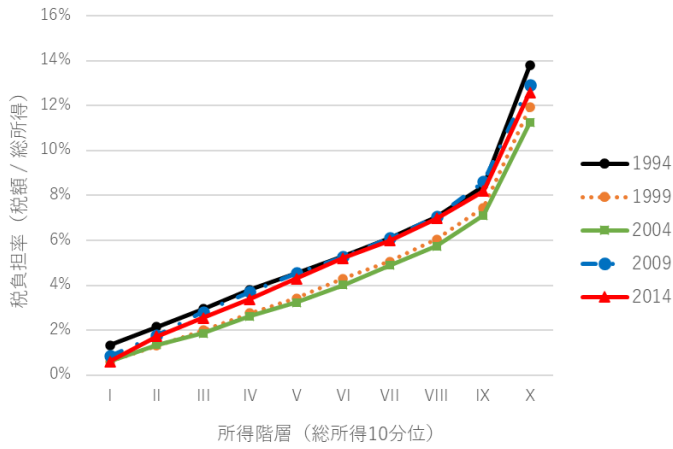
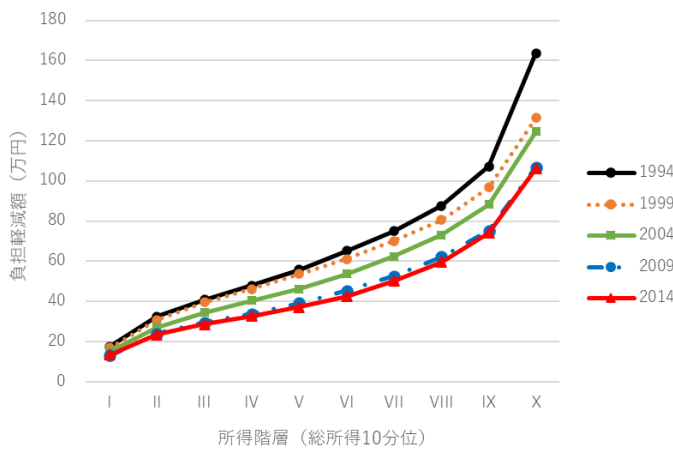


図2. 税負担率と控除による負担軽減効果

(a) 税負担率

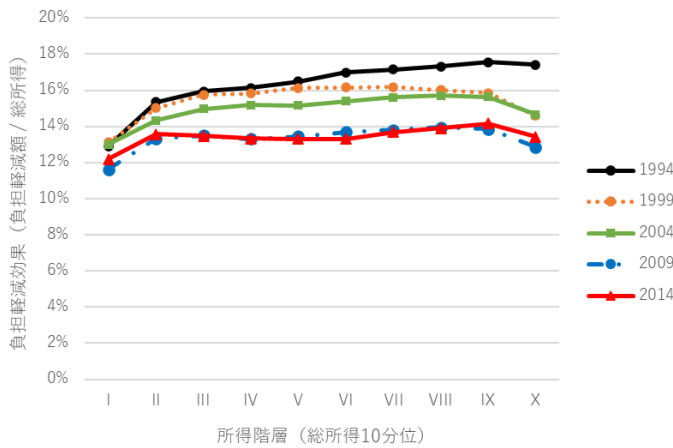


(b) 控除による負担軽減額



(注) Ohno et al.(2021), Fig.1 (a.1)を引用

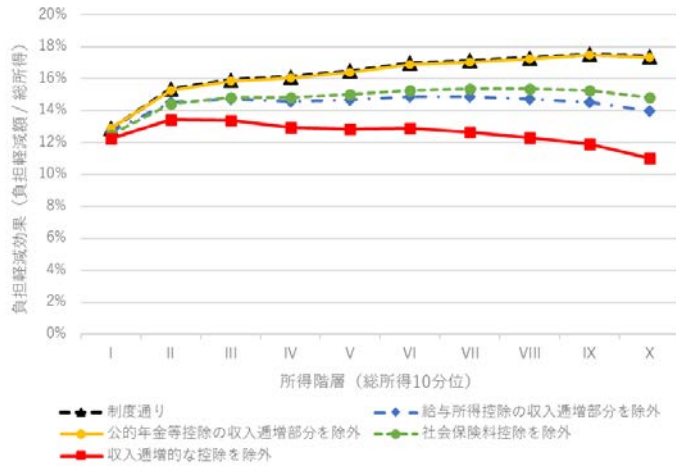
(c) 控除による負担軽減効果



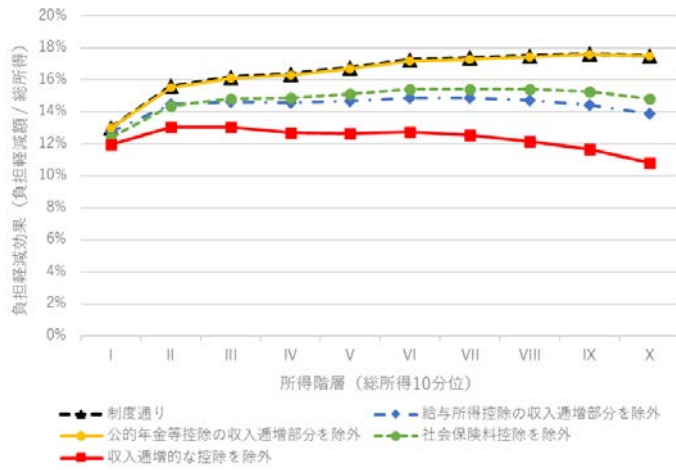
(注) Ohno et al.(2021), Fig.1 (a.2)を引用

図 3. 収入逦増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響（1994 年）

(a) 全世界帯



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

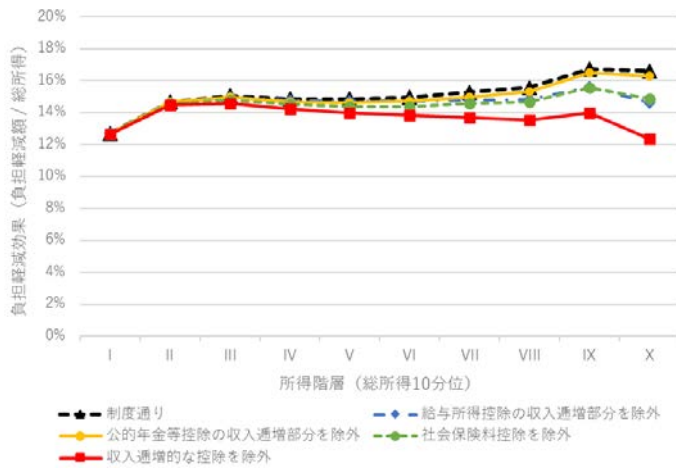
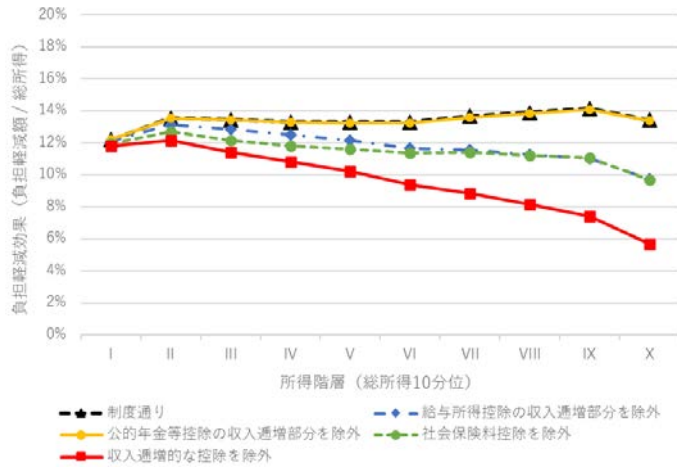
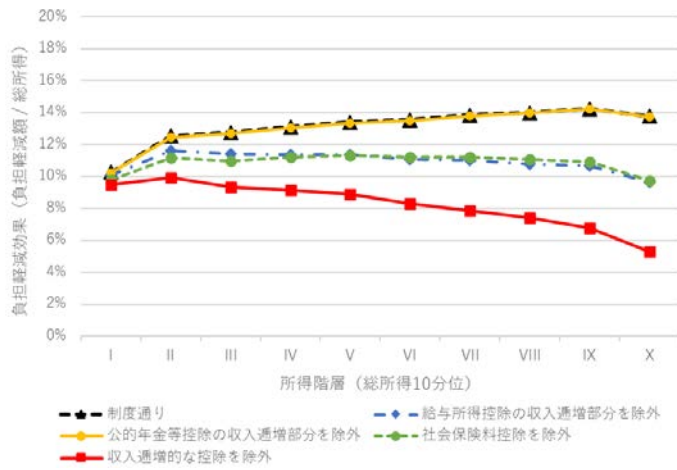


図 4. 収入逦増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響（2014 年）

(a) 全世界帯



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

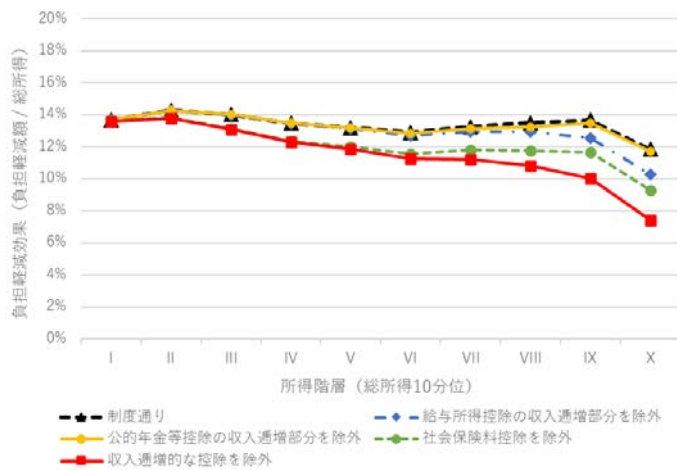
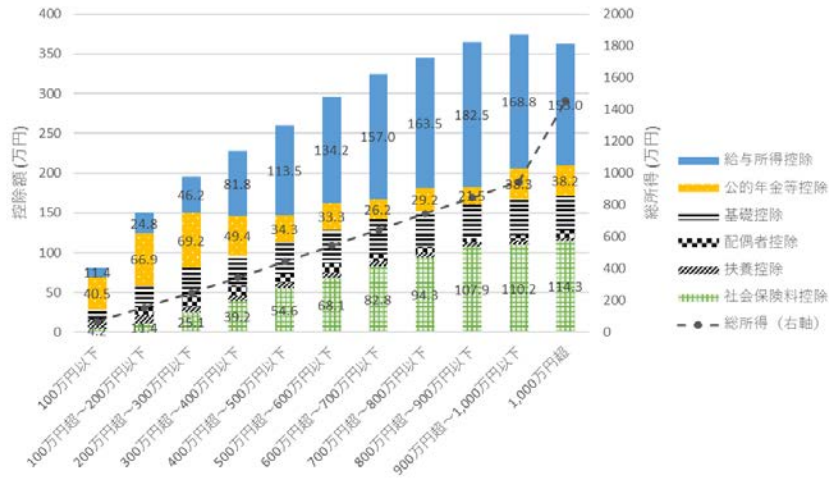


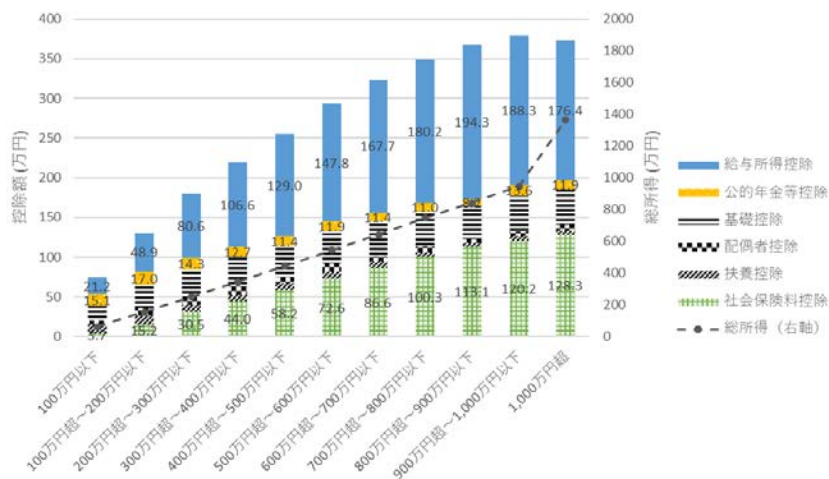


圖 B1. 適用控除額 (2014 年, 所得水準別)

(a) 全世界



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

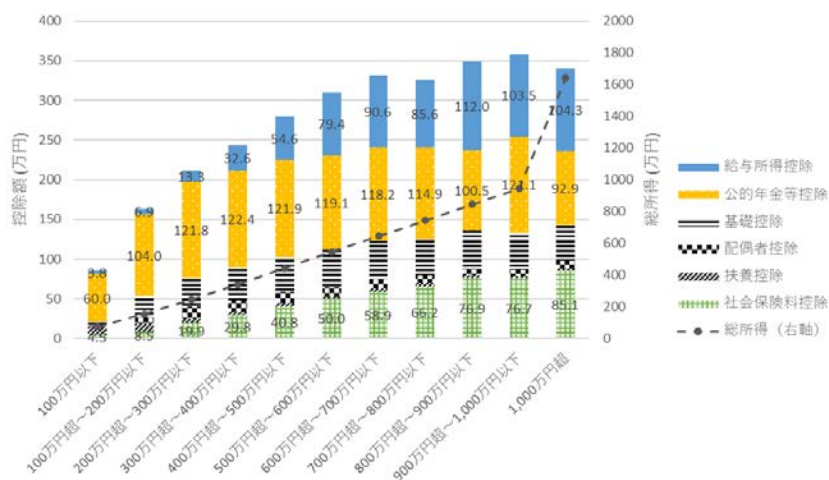
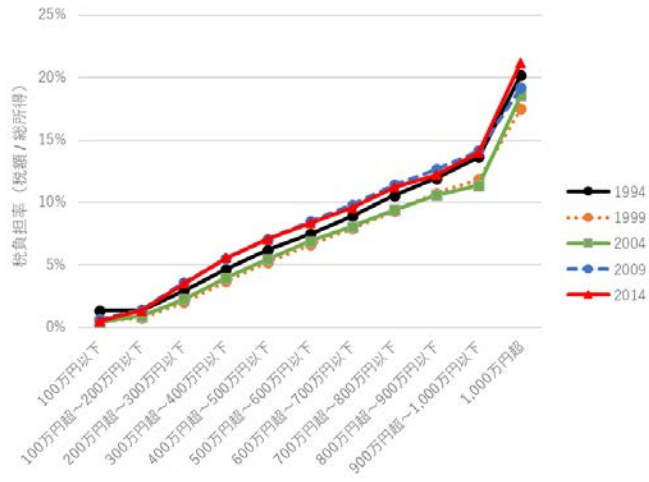
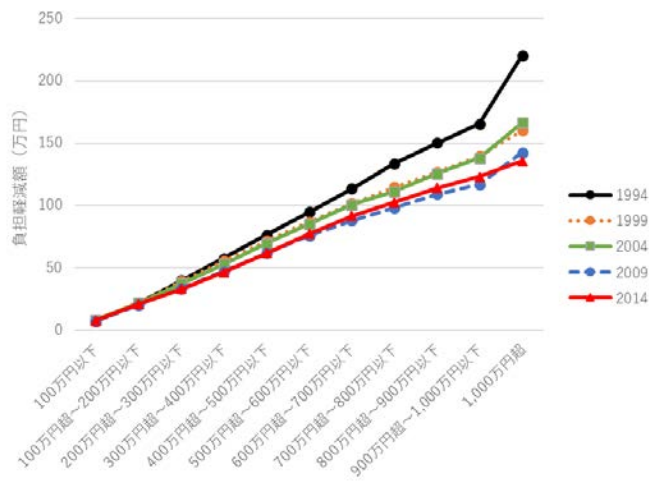


図 B2. 税負担率と控除による負担軽減効果（所得水準別）

(a) 税負担率



(b) 負担軽減額



(c) 負担軽減効果

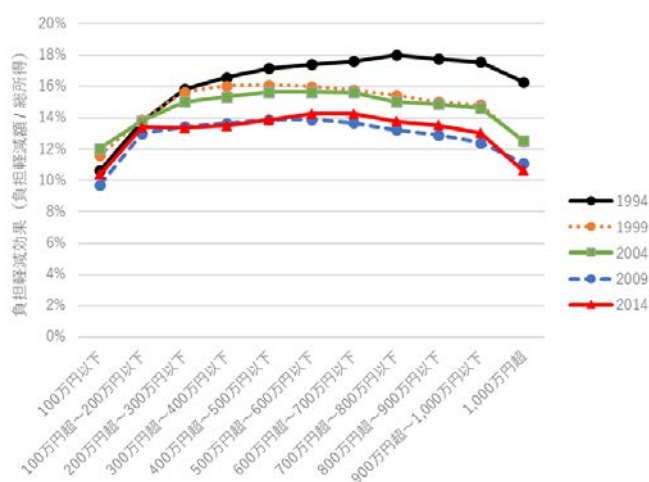
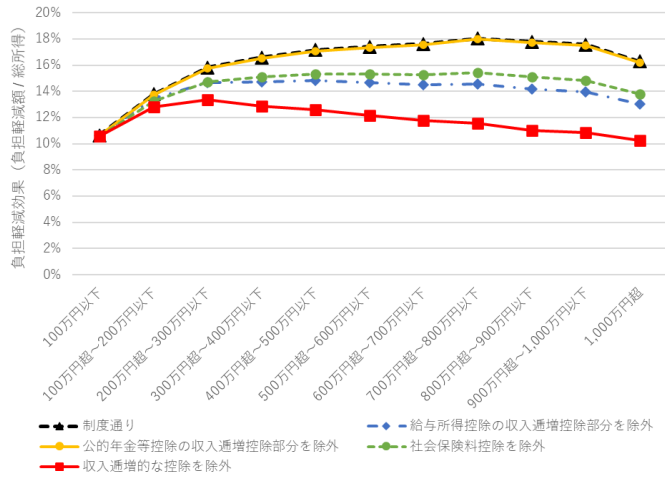
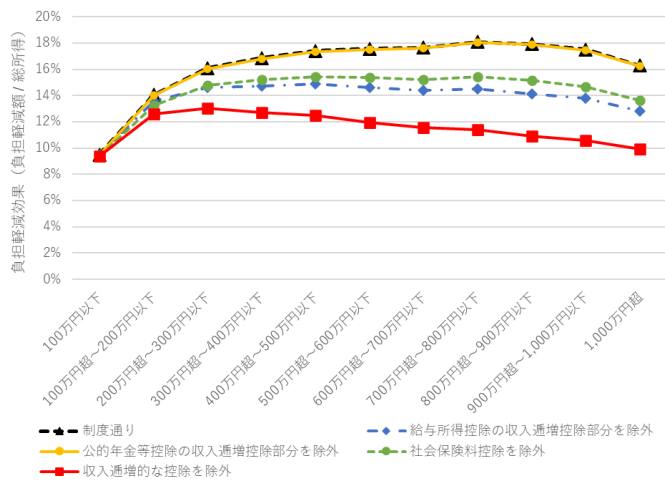


図 B3. 収入通増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響（1994年，所得水準別）

(a) 全世界帯



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

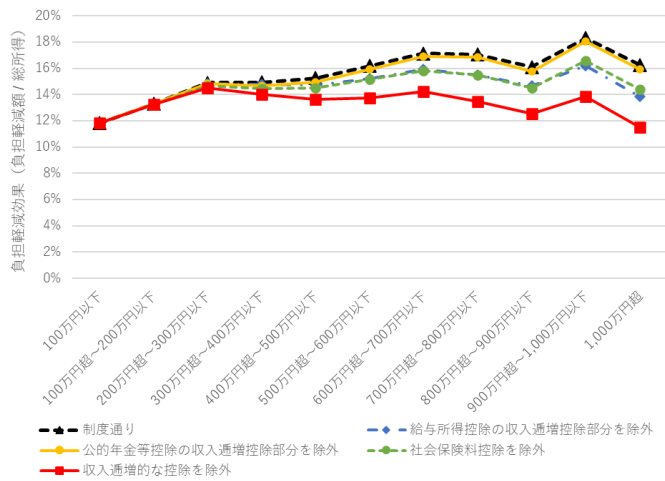
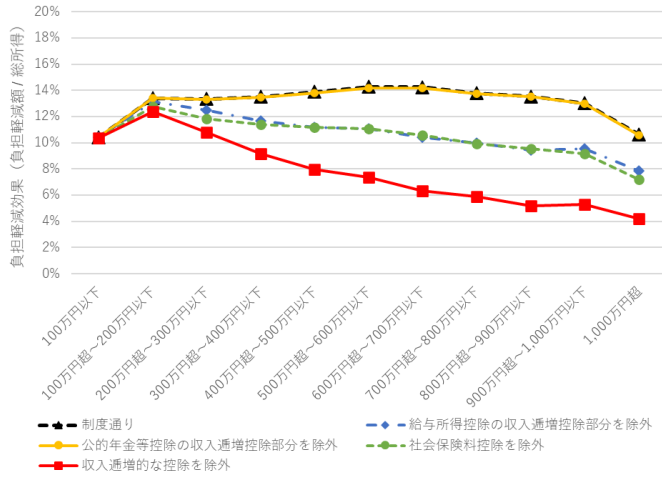
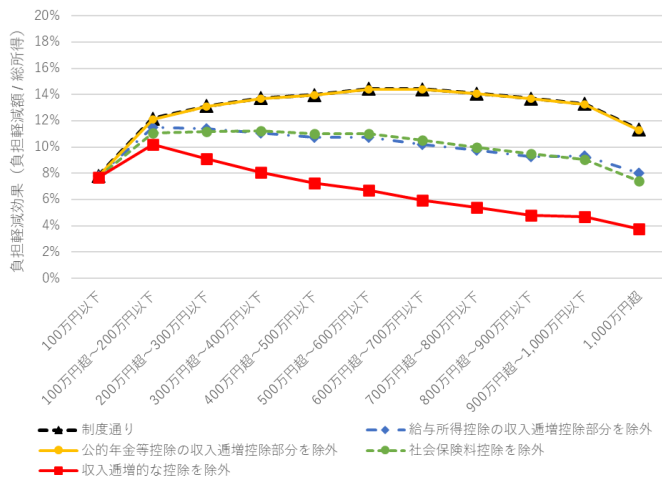


図 B4. 収入通増的な控除が負担軽減効果に及ぼす影響（2014年，所得水準別）

(a) 全世界帯



(b) 世帯主年齢 65 歳未満



(c) 世帯主年齢 65 歳以上

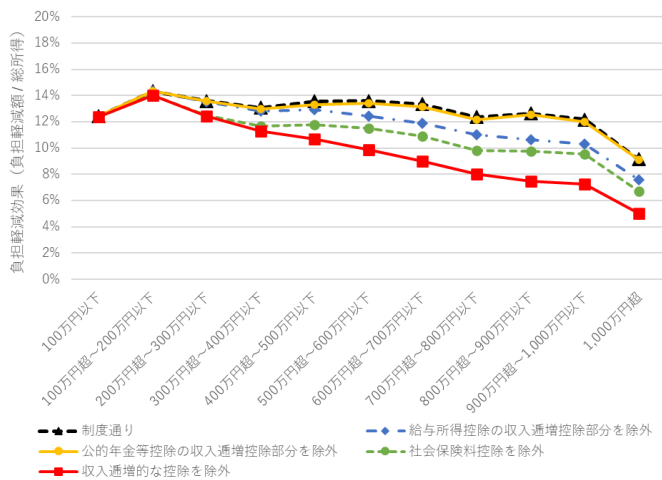


表 1. 所得税制の変遷

	1994	1999	2004
給与所得控除	165 万円以下 : 40% 330 万円以下 : 30% 600 万円以下 : 20% 1,000 万円以下 : 10% 1,000 万円超 : 5% 最低控除額 : 650,000 円	180 万円以下 : 40% 360 万円以下 : 30% 660 万円以下 : 20% 1,000 万円以下 : 10% 1,000 万円超 : 5% 最低控除額 : 650,000 円	同左
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計 ・定額控除 65 歳以上 : 1,000,000 円 65 歳未満 : 500,000 円 ・定率控除 (定額控除後の年金収入に対し) 360 万円以下 : 25% 720 万円以下 : 15% 720 万円超 : 5% ・最低控除額 65 歳以上 : 1,400,000 円 65 歳未満 : 700,000 円	同左	同左
基礎控除	350,000 円	380,000 円	同左
配偶者控除	控除額 一般 : 350,000 円 70 歳以上 : 450,000 円 控除対象者の所得要件 350,000 円以下	控除額 一般 : 380,000 円 70 歳以上 : 480,000 円 控除対象者の所得要件 380,000 円以下	同左
配偶者特別控除	控除額 : 350,000 円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額 : 380,000 円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額 : 380,000 円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	控除額 一般 : 350,000 円 16 歳以上 23 歳未満 : 500,000 円 70 歳以上 : 450,000 円 うち同居老親 : 550,000 円 控除対象者の所得要件 350,000 円以下	控除額 一般 : 380,000 円 16 歳未満 : 480,000 円 16 歳以上 23 歳未満 : 630,000 円 70 歳以上 : 480,000 円 うち同居老親 : 580,000 円 控除対象者の所得要件 380,000 円以下	控除額 一般 : 380,000 円 16 歳以上 23 歳未満 : 630,000 円 70 歳以上 : 480,000 円 うち同居老親 : 580,000 円 控除対象者の所得要件 380,000 円以下
社会保険料控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左
老年者控除	控除額 : 500,000 円	同左	同左
税率	5 段階 (10, 20, 30, 40, 50)  300 万円以下の金額 10% 300 万円を超える金額 20% 600 " 30% 1,000 " 40% 2,000 " 50%	4 段階 (10, 20, 30, 37)  330 万円以下の金額 10% 330 万円を超える金額 20% 900 " 30% 1,800 " 37%	同左
定率減税等	定率減税 20% 最高控除額 : 2,000,000 円	定率減税 20% 最高控除額 : 250,000 円	同左
利子配当課税	利子課税 : 分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税 : 総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左

表 1. 所得税制の変遷（続き）

	2009	2014
給与所得 控除	同左	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% 660万円以下 : 20% 1,000万円以下 : 10% 1,500万円以下 : 5% 1,500万円超 : 245万円 最低控除額 : 650,000円
公的年金等 控除	定額控除と定率控除の合計 ・定額控除 一律 500,000円  ・定率控除（定額控除後の年金収入に対し） 360万円以下 : 25% 720万円以下 : 15% 720万円超 : 5%  ・最低控除額 65歳以上 : 1,200,000円 65歳未満 : 700,000円	同左
基礎控除	同左	同左
配偶者控除	同左	同左
配偶者 特別控除	同左	同左
扶養控除	同左	控除額 一般（16歳以上） : 380,000円  19歳以上 23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下
社会保険料 控除	同左	同左
老年人控除	廃止	同左
税率	6段階(5, 10, 20, 23, 33, 40)  195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 " 20% 695 " 23% 900 " 33% 1,800 " 40%	同左 ※復興特別所得税を付加
定率減税等	廃止	同左
利子 配当課税	利子課税 : 分離課税  配当課税 : 総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左

(注)財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成

表 2. 住民税制の変遷

	1994	1999	2004
給与所得 控除	165万円以下 : 40% 330万円以下 : 30% 600万円以下 : 20% 1,000万円以下 : 10% 1,000万円超 : 5% 最低控除額 : 650,000円	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% 660万円以下 : 20% 1,000万円以下 : 10% 1,000万円超 : 5% 最低控除額 : 650,000円	同左
公的年金等 控除	定額控除と定率控除の合計 ・定額控除 65歳以上 : 1,000,000円 65歳未満 : 500,000円 ・定率控除 (定額控除後の年金収入に対し) 360万円以下 : 25% 720万円以下 : 15% 720万円超 : 5% ・最低控除額 65歳以上 : 1,400,000円 65歳未満 : 700,000円	同左	同左
基礎控除	310,000円	330,000円	同左
配偶者控除	一般 : 310,000円 70歳以上 : 360,000円	一般 : 330,000円 70歳以上 : 380,000円	同左
配偶者 特別控除	最高 310,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり	最高 330,000円 控除対象配偶者の上乗せ適用あり	同左
扶養控除	一般 : 310,000円 70歳以上 : 360,000円 うち、同居老親 : 430,000円	一般 : 330,000円 16歳以上 23歳未満 : 430,000円 70歳以上 : 380,000円 うち、同居老親 : 450,000円	一般 : 330,000円 16歳以上 23歳未満 : 450,000円 70歳以上 : 380,000円 うち、同居老親 : 450,000円
社会保険料 控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左
高齢者控除	480,000円	同左	同左
税率	所得割 市町村民税 160万円以下 : 3% 160万円超 : 8% 550万円超 : 11% 道府県民税 550万円以下 : 2% 550万円超 : 4% 均等割 市町村民税 人口 50万以上 : 2,500円 人口 5万-50万 : 2,000円 その他 : 1,500円 道府県民税 : 700円	所得割 市町村民税 200万円以下 : 3% 200万円超 : 8% 700万円超 : 10% 道府県民税 700万円以下 : 2% 700万円超 : 3% 均等割 市町村民税 人口 50万以上 : 3,000円 人口 5万-50万 : 2,500円 その他 : 2,000円 道府県民税 : 1,000円	所得割 市町村民税 200万円以下 : 3% 200万円超 : 8% 700万円超 : 10% 道府県民税 700万円以下 : 2% 700万円超 : 3% 均等割 市町村民税 : 3,000円 道府県民税 : 1,000円
定率減税等	定率減税 20% (最高 20万円)	定率減税 15% (最高 4万円)	同左
利子配当課税	利子課税 : 分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税 : 総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左

表 2. 住民税制の変遷 (続き)

	2009	2014
給与所得 控除	同左	180 万円以下 : 40% 360 万円以下 : 30% 660 万円以下 : 20% 1,000 万円以下 : 10% 1,500 万円以下 : 5% 1,500 万円超 : 245 万円 最低控除額 : 650,000 円
公的年金等 控除	定額控除と定率控除の合計 ・定額控除 一律 500,000 円  ・定率控除 (定額控除後の年金収入に対し) 360 万円以下 : 25% 720 万円以下 : 15% 720 万円超 : 5%  ・最低控除額 65 歳以上 : 1,200,000 円 65 歳未満 : 700,000 円	同左
基礎控除	同左	同左
配偶者控除	同左	同左
配偶者 特別控除	最高 330,000 円 控除対象配偶者の上乗せ適用なし	最高 330,000 円 控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	同左	一般 (16 歳以上) : 330,000 円 19 歳以上 23 歳未満 : 450,000 円 70 歳以上 : 380,000 円 うち、同居老親 : 450,000 円
社会保険料 控除	同左	同左
高齢者控除	廃止	同左
税率	所得割 市町村民税 : 一律 6% 道府県民税 : 一律 4%  均等割 市町村民税 : 3,000 円 道府県民税 : 1,000 円	所得割 市町村民税 : 一律 6% 道府県民税 : 一律 4%  均等割 市町村民税 : 3,500 円 道府県民税 : 1,500 円 ※復興増税に伴う均等割の増額
定率減税等	廃止	同左
利子配当課税	利子課税 : 分離課税  配当課税 : 総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左

(注) 財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成



表 3. 負担軽減効果の変化の要因分解  
(a) 控除全体による負担軽減効果

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更要因	非制度変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	12.9%	12.9%	11.5%	12.2%	-0.7 pp	-1.0 pp	0.3 pp
II	15.4%	14.9%	12.9%	13.6%	-1.8 pp	-1.9 pp	0.1 pp
III	15.9%	15.5%	13.2%	13.5%	-2.5 pp	-2.4 pp	-0.1 pp
IV	16.1%	15.7%	13.4%	13.3%	-2.8 pp	-2.6 pp	-0.2 pp
V	16.5%	15.8%	13.5%	13.3%	-3.2 pp	-2.8 pp	-0.4 pp
VI	17.0%	16.0%	13.7%	13.3%	-3.7 pp	-3.0 pp	-0.7 pp
VII	17.1%	16.5%	13.8%	13.7%	-3.5 pp	-3.1 pp	-0.4 pp
VIII	17.3%	16.8%	13.9%	13.9%	-3.4 pp	-3.1 pp	-0.3 pp
IX	17.5%	17.3%	13.9%	14.2%	-3.4 pp	-3.4 pp	0.0 pp
X	17.4%	17.7%	13.0%	13.4%	-4.0 pp	-4.4 pp	0.4 pp
全階層	16.2%	15.8%	13.2%	13.4%	-2.9 pp	-2.7 pp	-0.1 pp

(b) 収入逡増部分の負担軽減効果

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更要因	非制度変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	0.6%	0.2%	1.2%	0.4%	-0.3 pp	0.4 pp	-0.7 pp
II	1.9%	0.7%	3.2%	1.4%	-0.5 pp	1.0 pp	-1.5 pp
III	2.5%	1.0%	4.1%	2.0%	-0.5 pp	1.3 pp	-1.8 pp
IV	3.2%	1.4%	4.8%	2.5%	-0.7 pp	1.4 pp	-2.1 pp
V	3.7%	1.9%	5.4%	3.1%	-0.6 pp	1.5 pp	-2.1 pp
VI	4.1%	2.6%	5.9%	3.9%	-0.2 pp	1.6 pp	-1.7 pp
VII	4.5%	3.3%	6.3%	4.8%	0.4 pp	1.7 pp	-1.3 pp
VIII	5.0%	4.1%	6.7%	5.7%	0.7 pp	1.7 pp	-1.0 pp
IX	5.7%	5.0%	7.3%	6.7%	1.1 pp	1.7 pp	-0.6 pp
X	6.4%	6.1%	7.8%	7.7%	1.3 pp	1.5 pp	-0.2 pp
全階層	3.7%	2.6%	5.2%	3.8%	0.1 pp	1.3 pp	-1.3 pp

(c) 収入逡増部分以外の負担軽減効果

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更要因	非制度変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	12.3%	12.7%	10.3%	11.8%	-0.4 pp	-1.4 pp	1.0 pp
II	13.4%	14.2%	9.7%	12.2%	-1.3 pp	-2.9 pp	1.6 pp
III	13.4%	14.5%	9.1%	11.4%	-2.0 pp	-3.7 pp	1.7 pp
IV	13.0%	14.4%	8.5%	10.8%	-2.1 pp	-4.0 pp	1.9 pp
V	12.8%	13.9%	8.1%	10.2%	-2.6 pp	-4.2 pp	1.6 pp
VI	12.9%	13.4%	7.8%	9.4%	-3.5 pp	-4.5 pp	1.1 pp
VII	12.7%	13.2%	7.5%	8.8%	-3.8 pp	-4.8 pp	0.9 pp
VIII	12.3%	12.7%	7.2%	8.2%	-4.1 pp	-4.8 pp	0.7 pp
IX	11.9%	12.3%	6.6%	7.4%	-4.5 pp	-5.1 pp	0.6 pp
X	11.0%	11.6%	5.2%	5.7%	-5.3 pp	-5.9 pp	0.5 pp
全階層	12.6%	13.2%	8.0%	9.6%	-2.9 pp	-4.1 pp	1.1 pp

表 4. 負担軽減効果の変化の要因分解（個別の制度ごと）

(a) 給与所得控除（収入逦増部分）の負担軽減効果

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更要因	非制度変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	0.2%	0.0%	0.4%	0.1%	-0.1 pp	0.1 pp	-0.2 pp
II	0.8%	0.2%	1.2%	0.4%	-0.4 pp	0.3 pp	-0.7 pp
III	1.2%	0.4%	1.7%	0.6%	-0.6 pp	0.3 pp	-0.9 pp
IV	1.5%	0.6%	2.1%	0.8%	-0.7 pp	0.4 pp	-1.1 pp
V	1.8%	0.9%	2.4%	1.1%	-0.7 pp	0.5 pp	-1.1 pp
VI	2.1%	1.2%	2.8%	1.6%	-0.5 pp	0.5 pp	-1.0 pp
VII	2.3%	1.6%	2.9%	2.1%	-0.2 pp	0.6 pp	-0.7 pp
VIII	2.6%	2.1%	3.1%	2.6%	0.1 pp	0.5 pp	-0.5 pp
IX	3.0%	2.6%	3.4%	3.1%	0.1 pp	0.5 pp	-0.3 pp
X	3.4%	3.3%	3.6%	3.7%	0.2 pp	0.3 pp	0.0 pp
全階層	1.9%	1.3%	2.3%	1.6%	-0.3 pp	0.4 pp	-0.6 pp

(b) 社会保険料控除の負担軽減効果

データ年 税制年	1994 1994	2014 1994	1994 2014	2014 2014	変化分	制度変更要因	非制度変更要因
所得階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
I	0.4%	0.1%	0.8%	0.2%	-0.2 pp	0.2 pp	-0.4 pp
II	0.9%	0.4%	1.7%	0.9%	0.0 pp	0.7 pp	-0.7 pp
III	1.1%	0.5%	2.0%	1.3%	0.2 pp	0.8 pp	-0.7 pp
IV	1.3%	0.6%	2.3%	1.5%	0.2 pp	0.9 pp	-0.7 pp
V	1.5%	0.8%	2.5%	1.7%	0.2 pp	0.9 pp	-0.7 pp
VI	1.7%	1.1%	2.7%	2.0%	0.3 pp	1.0 pp	-0.7 pp
VII	1.8%	1.3%	2.9%	2.3%	0.5 pp	1.0 pp	-0.6 pp
VIII	2.0%	1.6%	3.1%	2.7%	0.7 pp	1.1 pp	-0.4 pp
IX	2.3%	1.9%	3.5%	3.1%	0.8 pp	1.2 pp	-0.3 pp
X	2.6%	2.5%	3.9%	3.7%	1.1 pp	1.3 pp	-0.1 pp
全階層	1.5%	1.1%	2.5%	1.9%	0.4 pp	0.9 pp	-0.5 pp

表 5. 控除による負担軽減が再分配効果に与える影響

(a) 全世帯

	1994	1999	2004	2009	2014
$Gini_{pre-tax}$	0.306	0.311	0.313	0.325	0.324
$Gini_{post-tax(A)}$	0.271	0.286	0.288	0.299	0.297
$Gini_{post-tax(B)}$	0.280	0.288	0.291	0.301	0.300
$Gini_{post-tax(C)}$	0.269	0.277	0.280	0.288	0.286
税制全体の効果	0.026	0.023	0.022	0.024	0.024
うち税率等の寄与	0.035	0.025	0.025	0.026	0.027
うち控除の寄与	-0.009	-0.002	-0.003	-0.002	-0.003
うち収入逡増部分の寄与	-0.011	-0.011	-0.011	-0.013	-0.014
うち収入逡増部分以外の寄与	0.002	0.009	0.008	0.011	0.011

(注)  $Gini_{post-tax(A)}$ は控除を適用しない場合、 $Gini_{post-tax(B)}$ は制度通りに控除を適用した場合、 $Gini_{post-tax(C)}$ は収入逡増部分を除いた控除を適用した場合の課税後所得のジニ係数を指す。

(b) 世帯主年齢 65 歳未満

	1994	1999	2004	2009	2014
$Gini_{pre-tax}$	0.287	0.293	0.296	0.314	0.304
$Gini_{post-tax(A)}$	0.255	0.271	0.272	0.288	0.279
$Gini_{post-tax(B)}$	0.263	0.272	0.276	0.291	0.283
$Gini_{post-tax(C)}$	0.253	0.262	0.265	0.278	0.271
税制全体の効果	0.024	0.021	0.020	0.023	0.021
うち税率等の寄与	0.032	0.022	0.024	0.026	0.025
うち控除の寄与	-0.008	-0.001	-0.004	-0.003	-0.004
うち収入逡増部分の寄与	-0.010	-0.010	-0.011	-0.013	-0.012
うち収入逡増部分以外の寄与	0.002	0.009	0.007	0.010	0.008

(c) 世帯主年齢 65 歳以上

	1994	1999	2004	2009	2014
$Gini_{pre-tax}$	0.372	0.339	0.331	0.320	0.320
$Gini_{post-tax(A)}$	0.328	0.313	0.305	0.297	0.295
$Gini_{post-tax(B)}$	0.339	0.316	0.307	0.295	0.294
$Gini_{post-tax(C)}$	0.331	0.309	0.301	0.288	0.286
税制全体の効果	0.033	0.023	0.024	0.025	0.026
うち税率等の寄与	0.044	0.026	0.026	0.023	0.025
うち控除の寄与	-0.011	-0.003	-0.002	0.002	0.001
うち収入逡増部分の寄与	-0.008	-0.007	-0.006	-0.007	-0.008
うち収入逡増部分以外の寄与	-0.003	0.004	0.004	0.009	0.009

表 6. 控除による負担軽減が再分配効果に与える影響：要因分解

(a) 全世帯

	データ年	1994	2014	1994	2014	変化分	制度変更 要因	非制度変更 要因
	税制年	1994	1994	2014	2014			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
$Gini_{pre-tax}$		0.306	0.323	0.306	0.324	0.018	0.001	0.018
$Gini_{post-tax(A)}$		0.271	0.287	0.281	0.297	0.026	0.010	0.016
$Gini_{post-tax(B)}$		0.280	0.298	0.284	0.300	0.020	0.003	0.017
$Gini_{post-tax(C)}$		0.269	0.286	0.273	0.286	0.017	0.002	0.015
税制全体の効果		0.026	0.025	0.022	0.024	-0.002	-0.002	0.001
うち税率等の寄与		0.035	0.036	0.025	0.027	-0.008	-0.010	0.002
うち控除の寄与		-0.009	-0.011	-0.003	-0.003	0.006	0.007	-0.001
うち収入逡増部分の寄与		-0.011	-0.012	-0.011	-0.014	-0.003	-0.001	-0.002
うち収入逡増部分以外の寄与		0.002	0.001	0.008	0.011	0.009	0.008	0.001

(注)  $Gini_{post-tax(A)}$ は控除を適用しない場合、 $Gini_{post-tax(B)}$ は制度通りに控除を適用した場合、 $Gini_{post-tax(C)}$ は収入逡増部分を除いた控除を適用した場合の課税後所得のジニ係数を指す。

(b) 世帯主年齢 65 歳未満

	データ年	1994	2014	1994	2014	変化分	制度変更 要因	非制度変更 要因
	税制年	1994	1994	2014	2014			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
$Gini_{pre-tax}$		0.287	0.303	0.287	0.304	0.017	0.001	0.017
$Gini_{post-tax(A)}$		0.255	0.269	0.265	0.279	0.024	0.010	0.014
$Gini_{post-tax(B)}$		0.263	0.280	0.267	0.283	0.020	0.003	0.017
$Gini_{post-tax(C)}$		0.253	0.269	0.258	0.271	0.018	0.004	0.015
税制全体の効果		0.024	0.023	0.020	0.021	-0.003	-0.003	0.000
うち税率等の寄与		0.032	0.034	0.022	0.025	-0.007	-0.010	0.003
うち控除の寄与		-0.008	-0.011	-0.002	-0.004	0.004	0.007	-0.002
うち収入逡増部分の寄与		-0.010	-0.011	-0.009	-0.012	-0.002	0.000	-0.002
うち収入逡増部分以外の寄与		0.002	0.000	0.007	0.008	0.006	0.007	-0.001

(c) 世帯主年齢 65 歳以上

	データ年	1994	2014	1994	2014	変化分	制度変更 要因	非制度変更 要因
	税制年	1994	1994	2014	2014			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(1)	(6)	(7)
$Gini_{pre-tax}$		0.372	0.320	0.372	0.320	-0.052	0.000	-0.052
$Gini_{post-tax(A)}$		0.328	0.287	0.341	0.295	-0.033	0.011	-0.044
$Gini_{post-tax(B)}$		0.339	0.296	0.341	0.294	-0.045	0.000	-0.045
$Gini_{post-tax(C)}$		0.331	0.290	0.331	0.286	-0.045	-0.002	-0.043
税制全体の効果		0.033	0.024	0.031	0.026	-0.007	0.000	-0.007
うち税率等の寄与		0.044	0.033	0.031	0.025	-0.019	-0.011	-0.008
うち控除の寄与		-0.011	-0.009	0.000	0.001	0.012	0.011	0.002
うち収入逡増部分の寄与		-0.008	-0.006	-0.010	-0.008	0.000	-0.002	0.002
うち収入逡増部分以外の寄与		-0.003	-0.003	0.010	0.009	0.012	0.013	-0.001

表 B1. 所得階層と総所得（等価世帯ベース）の対応

所得階層 (10分位)	1994年		2014年	
	最小値	最大値	最小値	最大値
I	-	184	-	150
II	184	236	150	196
III	236	277	196	230
IV	277	317	230	262
V	317	359	262	300
VI	359	408	300	344
VII	408	468	344	397
VIII	468	551	397	470
IX	551	688	470	596
X	688	-	597	-

(注) 所得階層（10分位）ごとの総所得（等価世帯ベース）の最小値、最大値を示す。なお、所得階層 I の最小値と所得階層 X の最大値は個票データ利用上の制約から省略した。